

令和3年9月29日  
規制改革推進会議  
子育て・教育・働き方WG

# オンライン教育等の活用について

令和3年9月29日  
文部科学省



# **「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方について**

3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育  
「令和の日本型学校教育」の姿

＼ 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現 /



子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

# 個別最適な学び # 協働的な学び  
# 主体的・対話的で深い学び # ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

# 教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携  
# 学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



子供の学びや  
教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

# ICT環境の整備 # 学校施設の整備  
# 少人数によるきめ細かな指導体制

# GIGAスクール構想が目指す学びのDX ～1人1台端末・高速大容量ネットワークが広げる学びの可能性～

中山間地域の学校における  
遠隔授業の活用



端末を「文房具」としてフル活用した  
学校教育活動の展開

- 学習の基盤となる情報活用能力の育成
- 動画や音声も活用し、児童生徒の興味を喚起、理解促進
- 情報の収集・分析、まとめ・表現などによる探究的な学習の効果的な推進
- 障害のある児童生徒の障害の特性に応じたきめ細かな指導・支援の充実など多様なニーズへの対応
- 板書や採点・集計の効率化等を通じた学校の働き方改革

不登校児童生徒に対する  
学習指導



海外の学校との交流学习



学習者用デジタル教科書の活用



病気療養児に対する学習指導



大学や企業等と連携した学習



様々なデジタル教材の活用



学習履歴等を活用したきめ細かい  
指導の充実や学習の改善



臨時休業時における  
オンラインを含む家庭学習



地域の機関や外部人材と  
連携した学習



発達段階に応じて遠隔・オンライン教育も積極的に活用

全ての子供たちの可能性を引き出す、  
個別最適な学びと、協働的な学びを実現



# 「教育現場におけるオンライン教育の活用」（抜粋）

令和3年3月29日

内閣府特命担当大臣（規制改革） 河野 太郎  
文部科学大臣 萩生田 光一

- 今後は、こうしたICTの環境整備を活かし、各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達の段階に応じて、オンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていかなければならない。また、今般の新型コロナウイルス感染症の事例だけでなく、その他の感染症や災害の発生時等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒等の学びを保障していかなければならない。
- 一方で、こうした取組を進めるに当たっては、学校がこれからの社会でさらに必要性が増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の安全性を確保しつつ、それに必要なきめ細かい指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことも併せて踏まえる必要がある。

# 規制改革実施計画に関する取組状況について

# 規制改革の内容と取組状況について

## （規制改革の内容）

a 新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた目標設定を行う等、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。

## （取組状況）

- 遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの検証のため、内閣府と文部科学省が連携し、「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」を令和3年7月に設置し、定量的な効果検証に着手。
- また、7月に実施した「GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケート」において、こども（児童生徒）から約21.7万件、大人（教職員、保護者等）から約4.2万件と多数の意見をいただいた。今回、国がデータを提供し、AI等によるテキスト解析の技術を持つ事業者との共同プロジェクトとして分析を行うとともに、現場の声を踏まえた政策改善の新たな試みとして、主な課題と施策の方向性、主な御意見への回答、学校現場での工夫事例を取りまとめ。

## 「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」の概要

### <背景・目的>

- ワイズスペンディングの徹底に向けて、経済・財政一体改革推進委員会の下にEBPMアドバイザリーボードが設置され、経済・財政一体改革におけるEBPMの枠組み強化を進めている。
- EBPMアドバイザリーボードでは、多年度型事業等の重要施策について、各府省によるロジックモデルの構築・精緻化等への知見の提供を通じ、各府省のEBPMの質の向上を図ることとしており、文教・科技分野においては、多年度型の重要施策であるGIGAスクール構想に係る検討を行っている。
- GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」の配布は、ほぼ全ての小中学校において完了したものの、その活用状況は地域ごと、学校ごとに差があると考えられる。
- 内閣府と文科省が連携して「1人1台端末」の効果的な活用に向けたエビデンス整備（EBPM）に取り組む。特に、ハード環境（学校無線LAN、端末持ち帰りの可否等）、指導・支援体制を含めたソフト環境（ICT支援員の配置・活用状況、指導者研修の実施状況、アプリ等）等の現況を確認するとともに、そうした環境整備の効果に関して「定量的な効果検証」を実施する。
- これらの検討を行うために、有識者によって構成される本研究会を設置する。

### <検討のポイント>

- 分析に当たっては、
- ①全国レベルの分析（文科省の既存調査（個票データ）の活用）
  - ②自治体のパネルデータの分析（個人レベルの時系列変化の分析）
  - ③モデル地域（モデル校）における、新規調査の実施・分析
- 等を組み合わせることで、多角的なエビデンス整備を行う。

### <今後のスケジュール（想定）>

- |        |     |                     |
|--------|-----|---------------------|
| 令和3年7月 | 第1回 | 取組の概要整理、効果検証論点の検討   |
| 10月    | 第2回 | 調査方針の決定、効果検証結果の中間報告 |
| 11月    | 第3回 | （予備）効果検証の進捗報告       |
| 令和4年1月 | 第4回 | 次年度の取組の検討           |

### GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会 名簿

- 植阪 友理 東京大学高大接続研究開発センター准教
- ◎川口 大司 東京大学大学院経済学研究科教授
- 妹尾 渉 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部  
総括研究官
- 多喜 弘文 法政大学社会学部准教授
- 田中 隆一 東京大学社会科学研究所教授

（敬称略、五十音順、◎は座長）



# GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケート 取りまとめのポイント

- 7月に実施したGIGAスクール構想に関する[教育関係者へのアンケート](#)では、[こども（児童生徒）](#)から約21.7万件、[大人（教職員、保護者等）](#)から約4.2万件と多数の意見をいただいた。今回、国がデータを提供し、AI等による[テキスト解析の技術を持つ事業者との共同プロジェクト](#)として分析を行うとともに、[現場の声を踏まえた政策改善の新たな試み](#)として、[主な課題と施策の方向性](#)、[主な御意見への回答](#)、[学校現場での工夫事例](#)を取りまとめ。
- 教育のデジタル化の目的は、[デジタルを手段として、加速度的に変化する社会の創り手となる子供達の可能性を解放し、多様な子供達1人1人のニーズに合った教育を提供](#)すること。また、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面において、ICTを活用した遠隔・オンライン教育は、「[非常時にあっても子供達の学びを止めない](#)」ために極めて重要。
- 今回のアンケートを受け、こうした[関係大臣によるメッセージを教育関係者に発出](#)するとともに、主な御意見とそれに対する施策の方向性について、以下をはじめとして提示。

## 意見内容

ネットワーク回線が遅い  
持ち帰れない、使う授業が限られている  
教科書をデジタル化してほしい  
教職員のICT活用のサポートが必要  
教職員端末が未整備・古い  
効果的な活用事例を発信してほしい

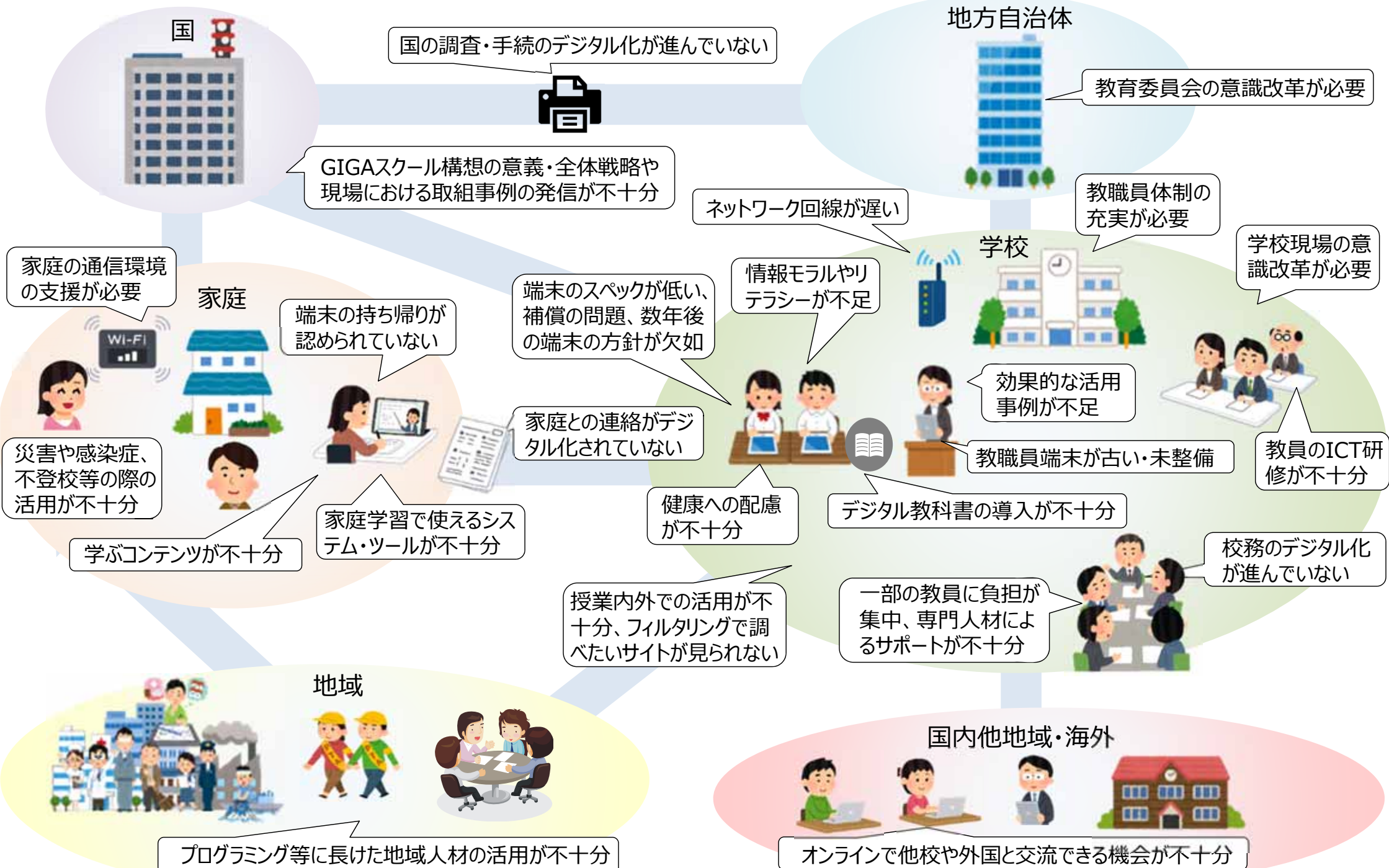
## 施策の方向性

→ 不具合等に関する情報を収集・分析するとともに、その課題解決方法も含めて情報提供  
→ 持ち帰りを含めた更なる利活用促進のためのガイドラインを可能な限り早期に策定  
→ デジタル教科書の更なる普及促進に向けた実証研究等を[令和4年度概算要求](#)  
→ 学校現場への組織的・安定的な支援体制を整備するための経費を[令和4年度概算要求](#)  
→ 教職員端末の地方財政措置により促進  
→ [文科省・経産省](#)ホームページでの活用事例に加え、本アンケートで得られた[工夫事例](#)を情報発信

- 他方、全ての課題が一斉に解決できるわけではなく、学校のネットワーク環境の改善や教職員端末の整備・更新をはじめとした[今後引き続き検討を深めるべき事項](#)や、フィルタリングの制限など賛否両論のある事項も存在。これらについては、引き続き関係省庁において検討するとともに、更なる推進が必要な事項については、年末までに閣議決定する「[新重点計画](#)」に記載するなど、[関係省庁が「ワンチーム」となって、教育関係者の皆様の声も聴きながら粘り強く検討](#)を重ね、皆様からの真摯な声にしっかりと応えていきたい。

# アンケートで明らかになった主な課題

※ 意見の全てではなく、あくまでも主なものを基に全体像を整理。

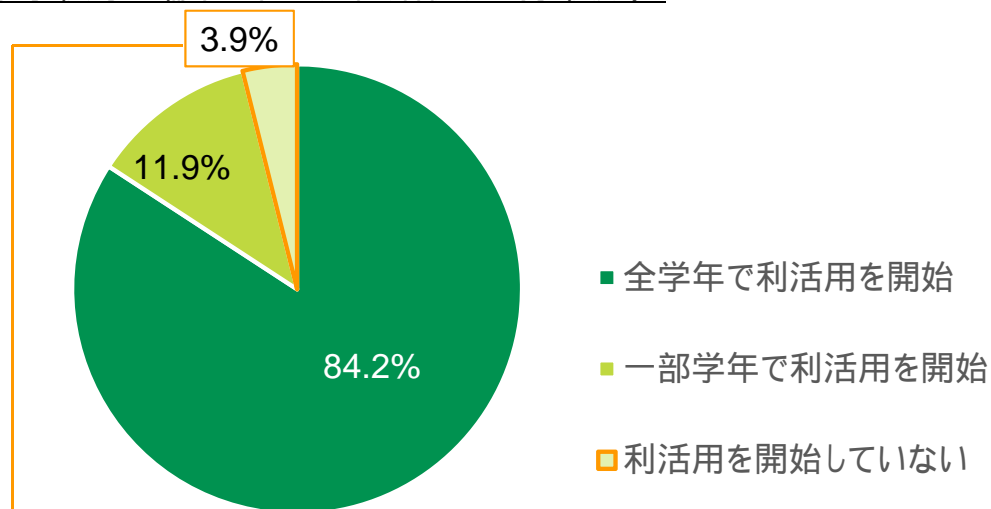


## 【調査の概要】

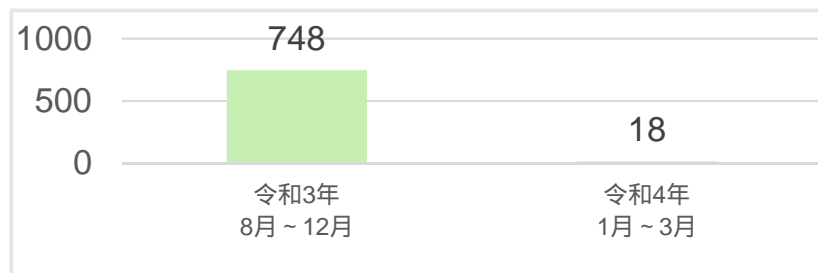
- 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)及び特別支援学校(小学部・中学部)の端末の活用等の状況(令和3年7月末時点)
- 対象自治体等数: 1,812自治体等 「自治体等」とは都道府県、市区町村、一部事務組合を含む公立の義務教育段階の学校設置者
- 対象学校数: 小学校等(小学校、義務教育学校第1学年～第6学年、特別支援学校小学部): 19,791校、  
中学校等(中学校、義務教育学校第7学年～第9学年、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部): 10,165校  
端数処理の都合上、合計が100%に一致しないものがある。

全国の公立の小学校等の96.1%、中学校等の96.5%が、「全学年」または「一部の学年」で端末の利活用を開始

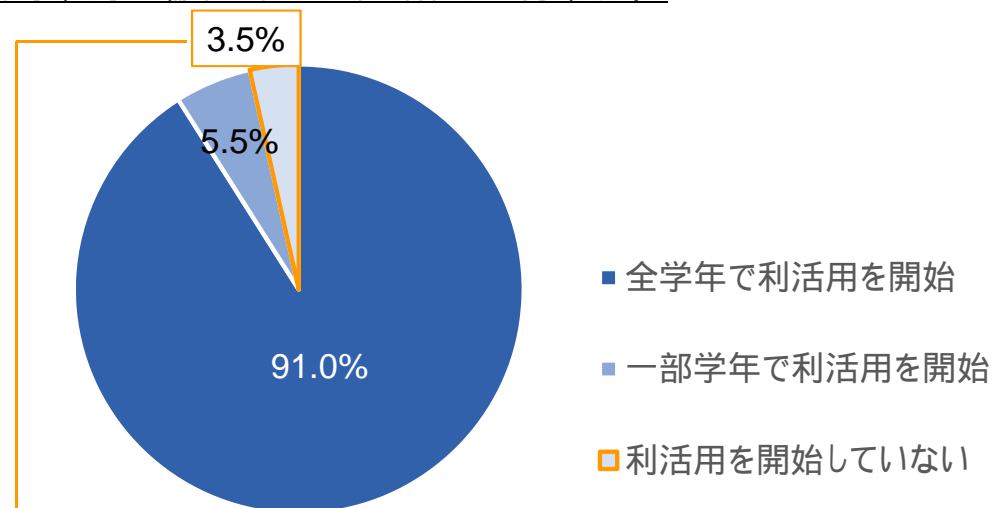
小学校等の端末の利活用開始状況(学校数)



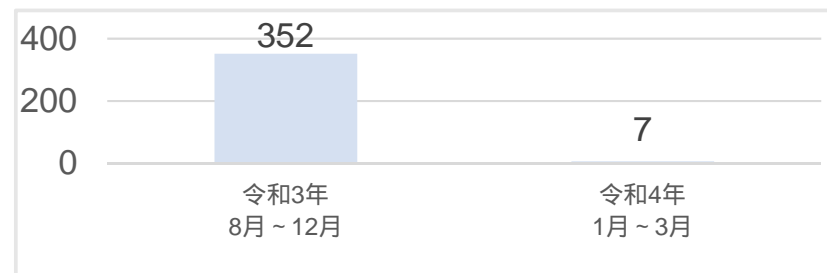
【「利活用を開始していない」を選択した場合、開始する予定時期(学校数)】



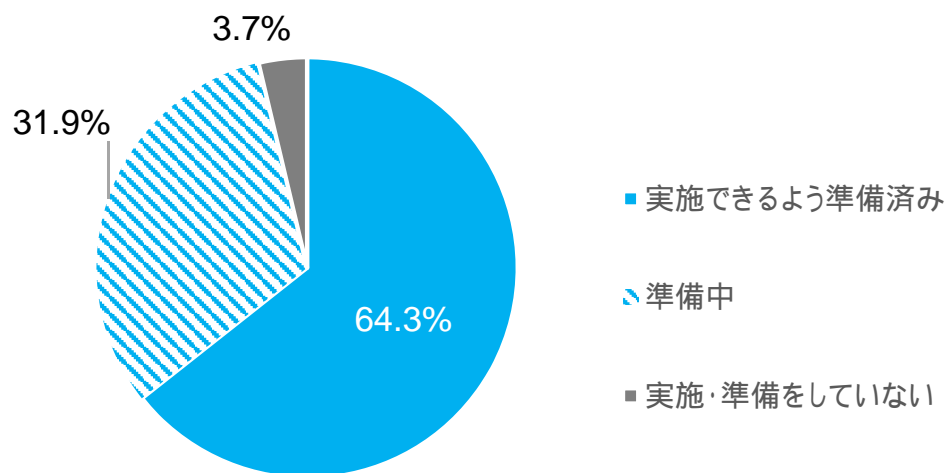
中学校等の端末の利活用開始状況(学校数)



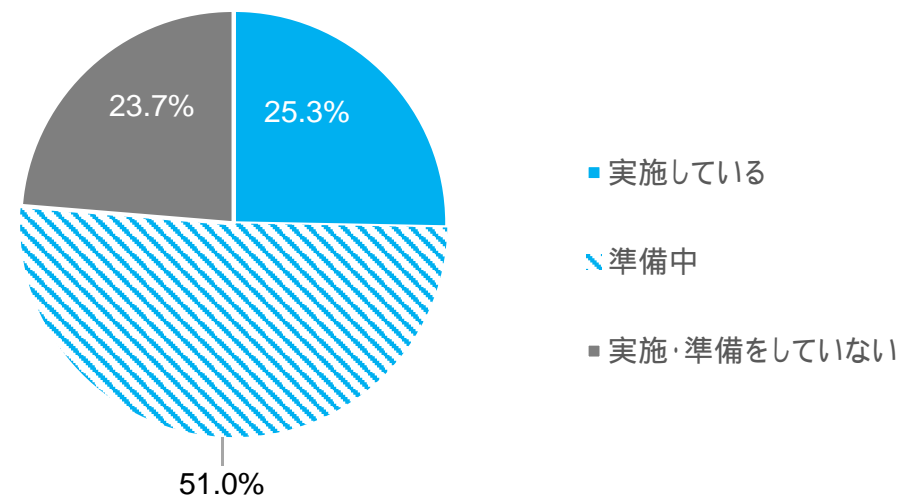
【「利活用を開始していない」を選択した場合、開始する予定時期(学校数)】



## 非常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）



## 平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）



出典：端末利活用状況等の実態調査（令和3年7月末時点）（速報値）

## 夏季休業を延長した期間中等の家庭学習の内容別設置者数（抜粋、複数回答）【令和3年9月時点】

	設置者	参考 【令和2年6月時点】
教科書や紙の教材を活用した家庭学習	312 (56.0%)	1794 (100%)
学校や教育委員会が独自に作成した学習動画の活用	99 (17.8%)	467 (26%)
デジタル教科書やデジタル教材の活用	170 (30.5%)	721 (40%)
同時双方向型オンライン指導	174 (31.2%)	270 (15%)
対象となる設置者数全体	562	1794



# 規制改革の内容と取組状況について

## （規制改革の内容）

- b 教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。具体的には、
- ・教師が、学習の遅れの見られる児童生徒にはより重点的に指導を行ったり、学習進度の早い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりすること、
  - ・外国語に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを図ることを通じて指導したり、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携して指導したりすること、
- など、オンラインを活用した授業の好事例を示し、学校現場の創意工夫の下、児童生徒に寄り添った質の高い教育が行われるよう、学校現場を後押しする。その際、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。
- c 各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでいても、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。

## （取組状況）

- GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末及び高速大容量通信ネットワーク環境の積極的な活用を推進するため、文部科学省に設置した「GIGA StuDX 推進チーム」の体制を強化。
- 教育活動において参考となる事例の発信、課題の共有等を通じて、全国の教育委員会・学校に対する指導面での支援活動を展開。
- 当該活動においては、随時情報の更新を図るとともに、民間企業等によるICTの効果的な活用に関する資料なども紹介。



# 「GIGA StuDX 推進チーム」による支援活動の本格稼働について

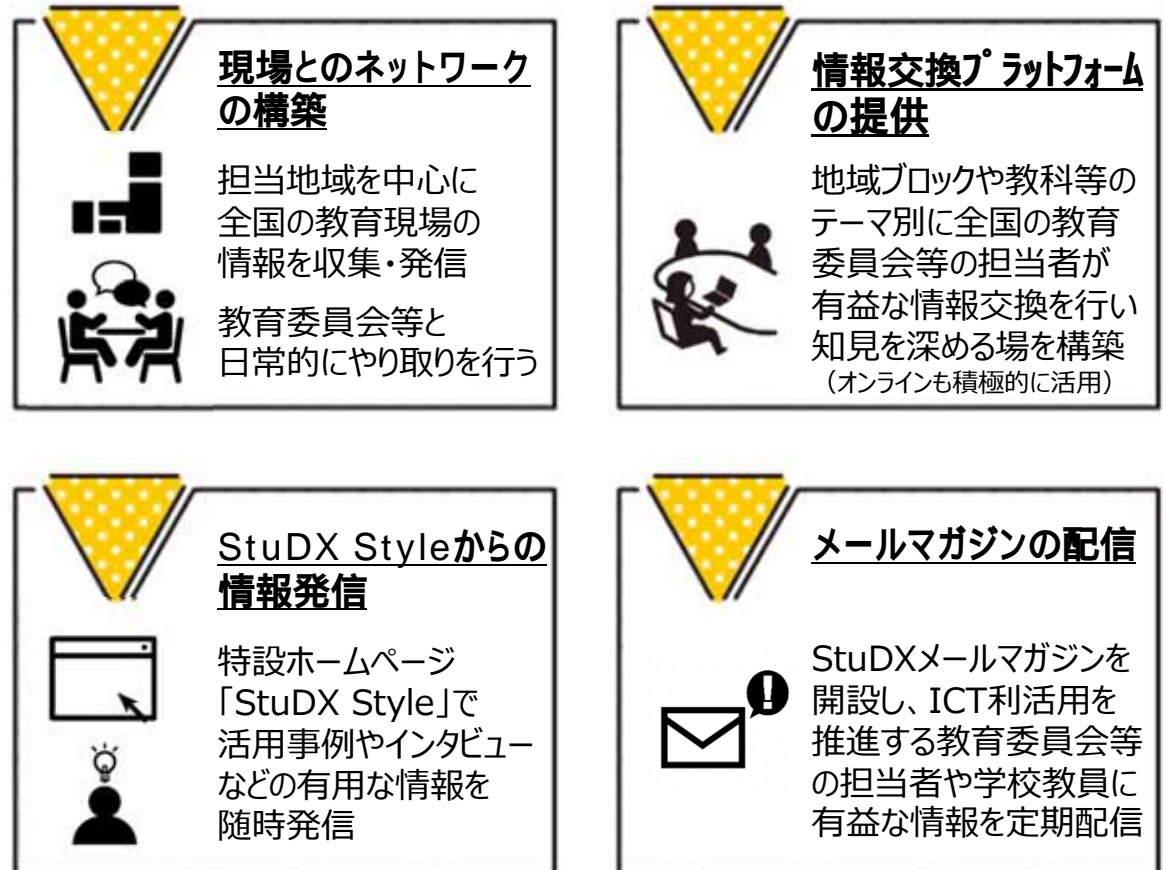
GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末及び高速大容量通信ネットワーク環境の積極的な活用を推進するため、**文部科学省に設置した「GIGA StuDX 推進チーム」の体制を強化し、教育活動において参考となる事例の発信、課題の共有等を通じて、全国の教育委員会・学校に対する指導面での支援活動を本格的に展開**します。

## GIGA StuDX 推進チーム



- 令和3年4月より、全国から **8名**の教師を新たに増員
- 地域別に担当を付け、**担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築
  - ▶ **学校・地域コミュニティの自走を支援**
- **優良事例や現場の悩み・課題、実情**などを汲み取り、文科省の政策に反映
- 事務局は、**情報教育・外国語教育課、教育課程課、初等中等教育企画課**

## GIGA StuDX 推進チームの活動



スタディーエックス スタイル  
**「StuDX Style」について**

1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っていきます。

慣れる  
つながる  
活用



スタディーエックス スタイル

# StuDX Style

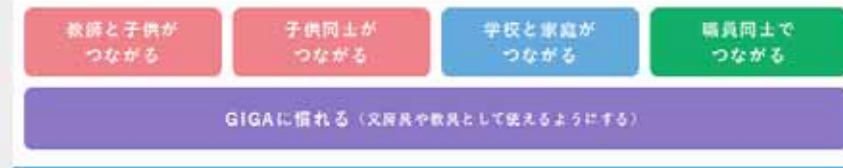
GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

"すぐにでも" "どの教科でも"  
 "誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン

慣れる  
つながる  
活用

各教科等  
での活用

準備中



民間企業等によるICTの効率的な活用に関する参考資料 (提供元50音順)



GIGAに慣れる



各教科等  
での活用



スタディーエックス スタイル

# StuDX Style

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

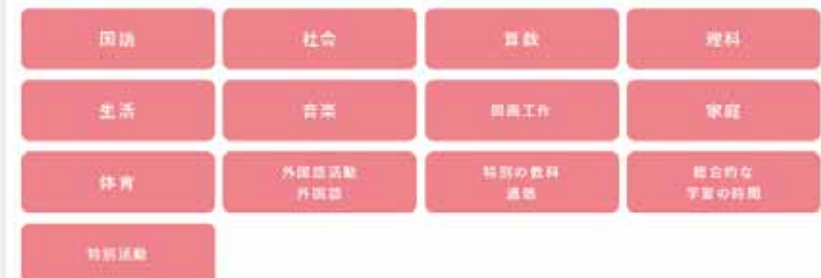
各教科等における  
1人1台端末の活用

慣れる  
つながる  
活用

各教科等  
での活用

準備中

小学校



中学校



StuDX Style (慣れるつながる活用) :  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index.html>



StuDX Style (各教科等での活用) :  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>



## 学校と家庭がつながる

### 個人懇談日程の希望調査をオンライン化

■校種・学年：小学校以上

■活用の概要：

保護者会などの出欠確認や個人懇談の日程希望調査は、これまで家庭と紙媒体のやりとりによって実施してきたが、一連の事務手続きをオンライン化。  
印刷・配布・回収・集計にかかっていた時間を大幅に短縮することができた。

■準備するもの

- ・アンケート機能→表計算ソフト（OS標準）

#### アンケート機能による各種調査のオンライン化

これまでの「個人懇談希望調査用紙」



アンケートフォームを作成。回答ページのURLは、一斉メールで通知。



#### 家庭・学校双方の事務手続きの効率化

学年	氏名	希望日時(月)	希望時刻
1年次	山田太郎	11月10日	13:30-14:00
1年次	田中花子	11月11日	16:00-16:30
1年次	佐藤健一	11月12日	13:30-14:00
1年次	鈴木美咲	11月13日	16:00-16:30
1年次	高橋誠二	11月14日	13:30-14:00
1年次	渡辺真由	11月15日	16:00-16:30
1年次	小林大輔	11月16日	13:30-14:00
1年次	加藤あかり	11月17日	16:00-16:30
1年次	山崎拓也	11月18日	13:30-14:00
1年次	佐々木さくら	11月19日	16:00-16:30
1年次	松本健太	11月20日	13:30-14:00
1年次	伊藤ひまわり	11月21日	16:00-16:30
1年次	清水悠太	11月22日	13:30-14:00
1年次	山口まゆみ	11月23日	16:00-16:30
1年次	木村大志	11月24日	13:30-14:00
1年次	藤田あゆみ	11月25日	16:00-16:30
1年次	森田拓海	11月26日	13:30-14:00
1年次	石川さくら	11月27日	16:00-16:30
1年次	山口大輔	11月28日	13:30-14:00
1年次	佐藤あかり	11月29日	16:00-16:30
1年次	高橋健太	11月30日	13:30-14:00

各家庭からの回答は、自動的に表計算ソフトで集計されるため、希望調整にかかる時間を大幅に削減できる。

■アドバイザーからのコメント

保護者もスマートフォン等の情報端末から、都合の良い時間に回答できるので便利です。ただ、しばらくしても回答のない方には再度連絡することや、紙媒体でも配布して、回答を促すことも運用初期には必要であると考えます。

## 学校と家庭がつながる

### 欠席連絡をデジタル化

■校種・学年：小学校以上

■活用の概要：

アンケート機能を活用し、職員室のPCを通して保護者からの欠席連絡・検温報告を確認できるようになった。デジタル化によって朝の電話による業務の中断が減り、業務に集中できる環境が整えられた。

- ① 保護者にアンケートの入力フォームURLを案内
- ② 保護者がアンケートの入力フォームに回答
- ③ アンケート機能により、担任や養護教諭に電子メール自動送信
- ④ 担任や養護教諭は、その電子メールにより出欠を確認

■準備するもの：

- ・電子メール
- ・アンケート機能
- ・表計算ソフト（OS標準）

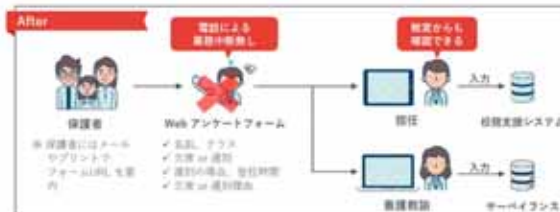
#### 欠席連絡をデジタル化

#### 電話による業務中断が減る

#### 教室からも確認できる

アンケート機能を活用することにより、名前やクラス名、欠席理由等をデータとして共有することができます。欠席連絡は、教室においてもICT端末から確認することができます。

Before & After



■アドバイザーからのコメント

欠席連絡がデジタル化されたことで、担任は、学校のどこにいてもICT端末から情報を確認することができます。朝の電話対応が減ることで、登校している児童生徒の様子も余裕をもって見ることができるようになります。

また、欠席の情報を蓄積し共有しておくことで、多くの目で児童生徒の様子を把握することにもつながります。

担任や養護教諭など、様々な職員にすぐに情報を共有できることや、自動で出欠情報が集約されることなど、デジタル化の利点を生かした事例です。

「全国の学校における働き方改革事例集」(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/aistm/2021/03/20210301\\_000002283\\_1.pdf#page=180](https://www.mext.go.jp/aistm/2021/03/20210301_000002283_1.pdf#page=180)



## GIGAに慣れる

# デジタルドリル

■校種・学年：小学校以上

### ■活用の概要：

1人1台端末の活用においては、自治体や学校によって、デジタルドリルを導入する場合があります。

児童生徒の実態に応じた適切な使用を行うことができれば、子供の学習状況や進捗状況の把握を行うことが容易になり、補充的・発展的な学習を行う場面等において、個別の学習支援を行いやすくなると考えられる。また、子供自身がスムーズに解けた得意な問題やつまづきのあった苦手な問題を把握し、学習の改善につながる活用も期待できる。

### ■準備するもの：

・デジタルドリル

- 1) デジタルドリルを活用する際は、その内容や使用場面を十分検討する（授業の一部、自宅等での学習等）
- 2) 子供たちの学習状況を把握し、個別の学習支援につなげるとともに、子供が自ら学習の改善につなげられるようにする

#### 1単元時間におけるデジタルドリル活用の考え方の例

○教師が單元をデザインする上で効果的な場面において、計画的に活用する。  
○学習指導において補助的役割として、例えば知識・技能の習得や定着の場面で、適切な反復による学習指導を進めるようにする。

導入	展開	結末
学習目標の 明確化 (1-5分)	問題の解決 （個別・自力解決場面） →中絶時や全体での 考えの交流や確認合い	学習の まとめ (1-5分)

※ その他、朝学習や放課後の短時間学習での活用も考えられる。

通常の授業においては、例えば自身未投題において学習の習熟度を測る練習問題を解く場面が考えられます。授業時間全体を踏まえつつ、練習問題を解く時間を設定します。

環境が整った際には、朝学習や放課後の授業外の学習や、自宅等に持ち帰って学習をすることも想定されます。また、児童生徒の実態に合わせて、個別の内容や量を調整することも考えられます。その際、時には取り戻し内容、量、時間などの目標を子供が定める機会をつくることも考えられます。

#### ■アドバイザーからのコメント

デジタルドリルのデータ等を適切に活用することで、子供の学習状況を把握し、どの問題で誰がつまづいているのかが分かりやすくなります。

具体的な使い方については、学校や子供の実態に合わせて、いつどのように使用するのか、子供自身が学習の進め方を考えることも含め、指導の効果が高まるように様々な工夫を考えていくことが大切です。

#### 児童生徒の正答・誤答によって、個別に出題されるデジタルドリル機能のイメージ

※ この図は一例で、他の機能の搭載の有無や画面、正解の表示・見出しなど。



例えば、教師がその時間において達成の目安とする標準的な問題を子供たちの端末に配信します。自動採点機能により、問題に正解すると、より発展的な内容の問題に取り組むことができ、誤答があった場合は、その内容に即して補充的な問題が出されます。システムが正誤の判断によって、より難易度の高い問題を出したり、間違いを重ねることでシステムがつまづきの原因を特定し、それを解決するための新たな問題や解説が表示されたりします。そうした機能を生かしながら、子供自ら学習内容を選ぶようにするなどの工夫も考えられます。

## 規制改革の内容と取組状況について

### （規制改革の内容）

- d 学校で学びたくても学べない不登校児童生徒や病気療養児について、自宅や病室等で行うオンラインを活用した学習（同時双方向での授業配信やオンデマンド動画等を活用した学習）を一層円滑に行うことができるよう、一人一台端末の活用を進める。また、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、学校現場に対し、引き続き周知を図る。

### （取組状況）

- 不登校児童生徒や病気療養児について、一定の要件の下、ICT等を活用した学習活動を行った場合に出席扱いとし、学習の成果も評価できることについても、政策説明の場において引き続き周知を図っている。



# 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合 の指導要録上の出欠の取扱い等について

令和元年10月25日元文科初第 698 号  
不登校児童生徒への支援の在り方について

- 【背景】 不登校児童生徒の中には、
- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
  - ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている
- 場合があり、このような不登校児童生徒に対する支援が必要。

▶ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる

## 出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること
- 学習活動の評価を成果に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること 等

### (留意事項)

- ・出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意
- ・出席扱いとした場合、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれること。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。等

# 小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

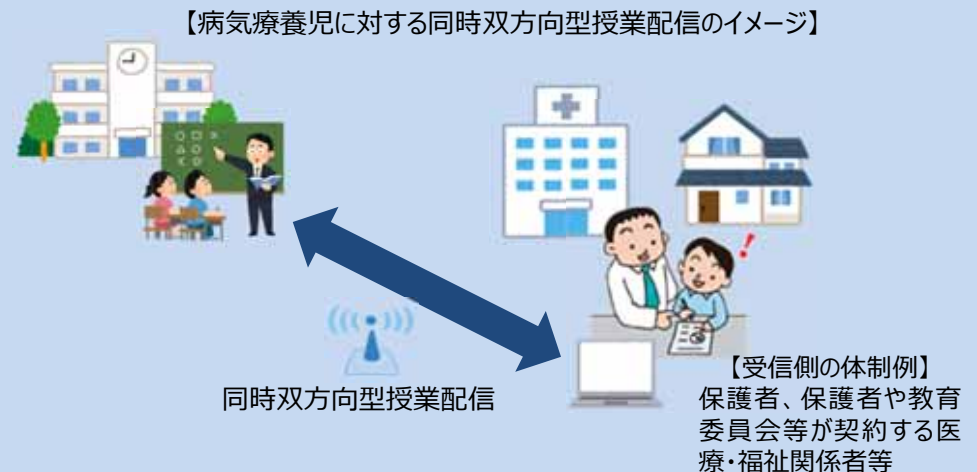
※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

## 通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

### ◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと等



## 病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

**病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、  
学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた**

### 自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

### 病室で療養中の生徒に対する授業配信



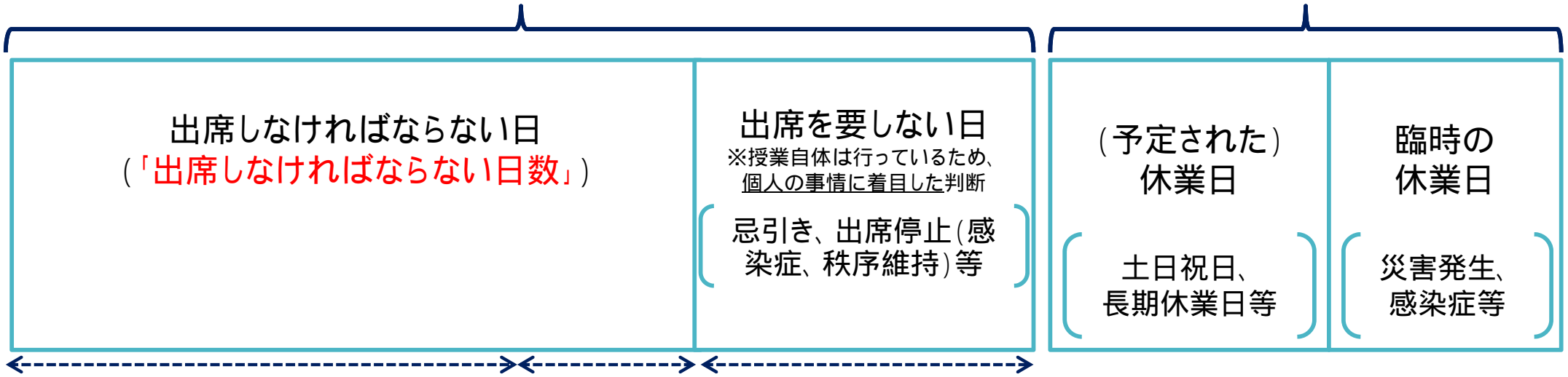
クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

# 出欠の取扱いについて

授業を行う日  
(「授業日数」)

授業を行わない日  
(休業日)



「出席日数」

「欠席日数」

「出席停止・忌引等の日数」

(そもそも出席を要しないため、出席・欠席のいずれにもならない)

ただし、病気療養や不登校などの理由により登校できない場合で、一定の要件を満たす場合には

「出席扱い」とすることが可能

この場合、「出席扱い」とする日数及び通所施設を記載

ただし、非常時に臨時休業・出席停止等によりやむを得ず登校できない生徒に対して、自宅等でオンラインで授業を履修したと校長が認める場合

「オンラインを活用した特例の授業」として記録することが必要

(参考) 高等学校入学者選抜等における調査書の取扱い

多くの自治体では、「出席日数」等の欄自体を調査書に設けておらず「出席停止・忌引等の日数」が増えることによる影響は生じない。

また、「出席日数」や「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がある場合であっても、特定の受検者が不利益を被ることがないように配慮を要請済。

[注 赤字は指導要録上の記載] 20

# 義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保することは重要であり、**保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務**があります。そのため、**保護者が子供を学校に登校させることが基本**となります。
- 一方で、**新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要**であり、以下のフローチャートに基づき、**それぞれの子供の状況に応じた適切な対応**をお願いいたします。

学校や学年が  
臨時休業になった場合(注)

**登校は必要ありません**

臨時休業となることから、出席にも欠席にもなりません※

児童生徒の感染が判明した場合(保健所により濃厚接触者に特定された場合、本人や家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も含む)

**登校はできません**

・校長は出席停止の措置をとることとなります  
・出席停止の措置が取られた場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

学校が臨時休業になっていない場合  
(分散登校等で授業のある児童生徒も含む)

感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合

医療的ケアを必要とする児童生徒  
や基礎疾患等がある児童生徒

**主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校するかを判断します**

校長が学校に登校すべきでない判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

上記以外の児童生徒について  
(不登校児童生徒、病気療養児を除く)

校長が合理的な理由があると判断する場合

**登校は必要ありません**

登校が不要となった場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

<合理的な理由>  
生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。

校長が合理的な理由がないと判断する場合

**登校は必要です**

登校しない場合は欠席となります

単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合

**一定の要件の下、「出席扱い」となります**

・「出席扱い」は校長の判断となります  
・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

注 分散登校等で学年の一部を休業とした場合に授業のない児童生徒も含まれるが、この場合には「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりません。児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(幼稚部、高等部)及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」(文部科学省HP)に掲載しているQ&A等をご参照ください。



実施者である都道府県教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、昨年度と同様の配慮等について、令和3年6月4日及び9月10日に通知した主な内容は以下の通り。

## (6月4日通知の内容)

- スポーツ・文化関係の行事・大会の実績や、資格・検定試験等の成績を評価する際、これらの行事等が中止・延期となってしまった場合は、参加出来た他の行事等の実績・成績等を評価すること。
- 調査書において、学習評価の内容、諸活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載が少ないことをもって、不利益を被らないようにすること。
- 「3つの密」の回避などをはじめとした基本的な感染症対策のほか、地域の感染状況や最新の政府の方針等を踏まえながら、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合った感染症対策を徹底すること。
- 追検査等の機会を設け、受検機会を確保すること。
- 無症状の濃厚接触者について、一定の要件を満たした上で、試験会場で必要な感染症対策を講じれば、受検を認めること。
- 地域の感染状況が著しく深刻であるような場合を除き、各実施者において定める入学者選抜実施要項の公表後は、受検生に不利益を与えるおそれのある変更は行わないこと。(感染拡大防止の観点から、試験開始時間や実技検査の方法、試験会場等の変更など、受検生に不利益を与えるおそれがない変更を行うことは可能)

## (9月10日通知の内容)

- 臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う、調査書の「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「出席しなければならぬ日数」などの記入欄への記載内容により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。
- PCR検査結果等の陰性証明や新型コロナワクチンの接種を受検要件にしないこと。また、陰性証明やワクチン接種を行わなかった者が不利益を被ることがないようにすること。

※昨年度入試で依頼した出題範囲や内容、出題方法についての工夫は、地域における中学校等の学習状況に支障が生じていなければ不要。

※小学校や中学校、特別支援学校等の入試についても、同様の配慮を依頼。